



# 子どもの権利とビジネス原則 自己評価ツール

2013年9月  
CCR CSR

## 原則の概要

	原則	企業が取り組むべきこと
1	子どもの権利の組み込み	子どもの権利を尊重する責任を果たし、子どもの権利の推進にコミットする
2	児童労働	すべての企業活動および取引関係において、児童労働の撤廃に寄与する
3	ディーセントワーク	若年労働者、子どもの親や世話をする人々に働きがいのある人間らしい仕事を提供する
4	子どもの保護	すべての企業活動および施設において、子どもの保護と安全を確保する
5	製品とサービスの安全性	製品とサービスの安全性を確保し、それらを通じて子どもの権利を推進するよう努める
6	マーケティング	子どもの権利を尊重し、推進するようなマーケティングや広告活動を行う
7	環境と土地	環境との関係および土地の取得・利用において、子どもの権利を尊重し、推進する
8	安全対策	安全対策において、子どもの権利を尊重し、推進する
9	緊急事態	緊急事態により影響を受けた子どもの保護を支援する
10	地域社会と政府	子どもの権利の保護と実現に向けた地域社会や政府の取り組みを補強する

## 定義

取引先とは、他の事業体となんらかの形で連携している事業体を指す。この関係は、契約、あるいは排他的な契約である場合もあるが、その所属するネットワークの規模によって顧客と競合他社に影響をもたらすための緩やかな連携である場合もある。

## 取引先/仕入れ先

取引先の例：

- ・仕入れ先
- ・顧客
- ・仲介者（代理店 両販業者など）

## 児童労働

子どもから子どもらしく過ごす時間だけでなく、子どもの持つ可能性や尊厳を剥奪し、その身体的および精神的発達に有害となる労働。これには精神的・身体的・社会的あるいは道徳的な危険や害をもたらす労働、就学の妨げとなる労働、並びに就業が認められる最低年齢として国や国際基準に定められた年齢に達していない子どもを労働に従事させるケースが含まれる。18歳以下のいかなる子どもも危険で有害な労働（例えば健康や安全、道徳を害する恐れのある労働など）、もしくはその他の最悪な形態の児童労働、すなわち人身取引、性的搾取・債務労働・強制労働、に従事したり、ならびにまた法廷年齢に達しない子どもが警備あるいは軍事目的のために徴収されたり利用されるべきではない。また、女子の方が家事労働や性的搾取などの活動に利用されやすいことを鑑みれば、児童労働におけるジェンダーの側面にも注目しなければならない。更なる詳細については、「子どもの売買、子ども売春及び子どもポルノに関する条約の選択議定書」「武力紛争における子どもの関与に関する子どもの権利に関する条約の選択議定書」に加え、国際労働機関

## 子どもの権利

発達の初期段階に必要とされる特別なケアおよび保護に対して特に注意を払った、「子どもの人権」のこと。これには、食に対する基本的ニーズ、教育へのアクセス、保健医療、公民権の衡平な保障、人種・性別・性的指向・ジェンダー認識・生まれた国や地域・障害・皮膚の色・民族・その他に基づく差別からの解放を満たす権利が含まれる。子どもの権利は、国連児童のための権利条約において、以下の4つの基本原則の下、より詳細に定義されている。

- ・すべての子どもは、あらゆる差別から保護される権利を持つ
- ・子どもにかかわるすべての活動において子どもの最善の利益が第一に尊重されなければならない
- ・すべての子どもは、生存し、発達する権利を持つ
- ・すべての子どもは、どのような文脈においても、自身の意見を持ち、またその意見を聞かれる権利を持つ

## ディーセントワーク

（働きがいのある人間らしい仕事）

生産的かつ公正な収入が得られる機会を提供する仕事。ディーセントワークは、職場における安全や家族への社会的保護、労働に関しての諸権利、社会的対話、個人の成長や社会的統合へのより良好な展望をもたらす。就業が認められている年齢に達している若年労働者を含め、人々は自らの生活に影響を及ぼす決定に対して懸念を表明し、組織を作り、参加する自由を持ち、平等な機会と処遇を得る権利を有している。

## 有害で非倫理的なマーケティング

子どもの生活に負の影響をもたらすような、不健全な生活スタイルの推奨。これには、子どもにとって不適切な時間や場所でのマーケティングも含まれている。子どもにとって有害で非倫理的なマーケティングとみなされる要素は以下の通り。

- ・性別・性的指向・ジェンダー認識・生まれた国や地域・障害・皮膚の色・民族・その他に基づく差別
- ・非現実的で、性的特徴を際立たせた体の画像
- ・暴力の美化
- ・国連児童のための権利条約で定義されている、子どもの最善の利益を侵害するような、不健全なイメージを推奨するその他のあらゆる手段

## 健康

単に病気や疾患がない状態ではなく、身体的、精神的、社会的安定が満たされた状態。

---

企業が、子どもの人権を含む人権への実際のおよび潜在的な影響を評価し、その結果を取り入れそれに対処し、対処の結果を追跡検証し、どのように影響に対処したかを伝えるという継続的なプロセス。国連人権理事会で承認された「ビジネスと人権に関する指導原則」によって定められている。人権デュー・ディリジェンスは、企業がその企業活動を通じて引き起こし、あるいは助長し、またはその取引関係によって企業の事業、製品またはサービスに直接関係する、人権への負の影響を対象とすべきである。人権デュー・ディリジェンスの実施のため企業がなすべきことは以下のとおりである。

子どもの権利に関する、実際のまたは潜在的ないかなる負の影響をも特定して評価する。人権に関する専門的知識を活用し、また子ども及びその他潜在的に影響を受けるグループやステークホルダーとの有意義な協議を組み込むべきである。女子と男子とは直面するリスクが異なる場合がある点も考慮すべきである。

影響評価の結果を、関連する全社内部門およびプロセスに組み入れ、適切な措置をとる（「ビジネスと人権に関する指導原則」に述べられている）。企業が子どもの人権への負の影響を引き起こすまたは助長する場合、あるいはその恐れがある場合には、企業はその活動または助長を止め、または防止するために必要な手段をとり、残存するいかなる影響をも軽減するため、その影響力を行使すべきである。企業がその取引関係によって負の影響に関わっている場合にも、その影響力を用い、ほかの関連要因を検討してとるべき適切な措置を決定すべきである。

子どもの人権への負の影響が対処されているかどうかを検証するため、企業はその対応の実効性をモニタリングし、追跡評価すべきである。評価は、適切な定性的・定量的指標を用い、影響を受けた子ども、家族やその他ステークホルダーを含む社内外からのフィードバックを活用する。企業はパフォーマンス契約やレビュー、実態調査や監査（自己評価または外部監査）などのツールの定期的な活用を検討すべきである。

子どもの権利への影響に対処する企業の取り組みについて、その影響を反映するようなまた想定された対象者がアクセスできるような形式と頻度で、対外的に開示できるように準備する。企業はその対応が適切であったかどうかを評価するのに十分な情報を提供すべきである。同時にそうした情報提供は、影響を受けたステークホルダーや従業員に、または商取引上の正当な秘密の保持に、リスクをもたらすべきではない。

これらのプロセスは企業の規模や状況に相応しく、かつ「ビジネスと人権に関する指導原則」に合ったものとするべきである。

---

## 生活賃金

コミュニティ内で、安全かつ妥当な生活水準を保持するための基本的なニーズを満たすことができ、さらに将来のニーズや目標のために貯蓄することができるだけの賃金。このようなニーズを満たす、1時間当たりの最低賃金は、場所や家族の状況によって異なる。最低賃金は、法律で定められ、必ずしも生活賃金で求められる生活水準を満たすとは限らない点で、生活賃金とは異なる。

---

## 若年労働者

法的に就業が認められる年齢に達した若い労働者のことで、日本の場合は15から34歳、そして中国の場合は16歳から24歳。

---

説明

回答者の皆様、

この自己評価ツールには39の質問があり、回答者が選んだ1から10（1 = あてはまらない、10 = 当てはまる）の回答によって、レベル分けされます。質問文は特に指定がない限り、回答者が所属する企業に関する質問です。（大方のセクションの末尾には、回答者の所属企業の取引先に関する質問があります）回答は機密事項として扱われ、調査実施者以外に公開されることはありません。意味が不明確な用語がある場合は、添付の「用語集」をご参照ください。

以下から選択 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
--------------------------------

原則		
<b>1</b>	<b>子どもの権利を尊重する責任を果たし、子どもの権利の推進にコミットする</b>	
1.1	CSR戦略を有する	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
1.2	CSRの進捗を確認するための報告ガイドラインを有する（グローバルコンパクト、GRI、CASS-CSR 2.0、IIRCなど）	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
1.3	人権に関する方針を有する	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
1.4	いくつかの方針の中で子どもの権利について取り組んでいる	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
1.5	方針によるコミットメントに沿う様、従業員に研修を実施している	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
1.6	方針の違反に対して対処するための明確な手続きを有する	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
1.7	事業活動が子どもの権利に与える、または潜在的に与える可能性がある影響を分析している	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
1.8	子どもの権利を尊重する取引先と提携している	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

原則		
<b>2</b>	<b>すべての活動及び取引関係において児童労働の撤廃に寄与する</b>	
質問		
2.1	就業を認める最低年齢が、国際的基準と国内法、いずれか高い年齢を定めている方に準じている	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
2.2	就業を認める最低年齢に関する違反に対して対処するための明確な手続きを有する	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
2.3	企業活動において、法定年齢に達しない子どもの就労はさせない取引先と提携している	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

原則		
<b>3</b>	<b>若年労働者、子どもの親や世話をする人々に働きがいのある人間らしい仕事を提供する</b>	
質問		
3.1	若年労働者を有害な労働から保護する方針を有する	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
3.2	若年労働者、子どもの親や世話をする人々に対して生活賃金を支払い、支援している	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
3.3	健康的なワークライフバランスを確保することで、若年労働者、子どもの親や世話をする人々に支援している	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
3.4	育児休暇を認めている	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
3.5	若年労働者、子どもの親や世話をする人々のために適切な（ディーセント）就労環境を提供する取引先と仕事をしている	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

原則		
<b>4</b>	<b>すべての企業活動及び施設等において、子どもの保護と安全を確保する</b>	
質問		
4.1	暴力・搾取・虐待についての不寛容方針を持ち、すべての企業活動と施設に適用している	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
4.2	企業活動と施設において一人の子どもも危害を与えられないことを確保するため、積極的に活動している	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
4.3	取引先の企業活動や彼らの施設において一人の子どもも危害を与えられないことを確保するため、積極的に活動している	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
原則		
<b>5</b>	<b>製品とサービスの安全性を確保し、それらを通じて子どもの権利を推進すよう努める</b>	
質問		
5.1	製品の研究や調査が、国や国際的基準に沿って行われている	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
5.2	製品やサービスが子どもの権利に影響を与える可能性を考慮している	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
5.3	製品やサービスを利用した際の、子どもの健康と安全に対する危険を認識し、対処するための手続きを有する	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
5.4	製品やサービスが子どもに負の影響をもたらす、あるいはその可能性があることが分かった場合に対処するための明確な手続きを有する	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

原則		
<b>6</b>	<b>子どもの権利を尊重し、推進するようなマーケティングや広告活動を行う</b>	
質問		
6.1	子どもに有害で非倫理的なマーケティングメッセージや手法を禁じる方針を有する	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
6.2	正しい情報を伝えられた上での購買決定を促進するような、製品やサービスについての明確な情報を提供する形で、マーケティングを行っている	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
6.3	子どもやその家族の健全な生活スタイルを促進するようなマーケティングを行っている	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
6.4	文化的、社会的差異への意識を高め、寛容性を向上させるようなマーケティングを行っている	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
原則		
<b>7</b>	<b>環境との関係および土地の取得・利用において、子どもの権利を尊重し、推進する</b>	
質問		
7.1	環境破壊によって、企業活動が子どもに与える負の影響を最小化する努力をしている	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
7.2	土地の取得・利用の際は、地域の子どもたちに潜在的に与える影響に対処するため、地域住民との対話を行う	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
7.3	事業を行う地域社会が、気候変動を防ぎ、またそれに対応するような行動をとることを支援している	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
7.4	環境破壊によって事業活動が子どもに与える負の影響を最小化しようとしている取引先と仕事をしている	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10



<b>原則</b>		
<b>8</b>	<b>安全対策において、子どもの権利を尊重し、推進する</b>	
<b>質問</b>		
8.1	雇用あるいは契約したセキュリティスタッフに対して、子どもの権利に関する企業の考え方について訓練や情報を提供している	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
8.2	安全対策と子どもの権利に関連する事件に対処し、報告するための明確な手続きを有する	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
<b>原則</b>		
<b>9</b>	<b>緊急事態により影響を受けた子どもの保護を支援する</b>	
<b>質問</b>		
9.1	自然災害や武力紛争などの緊急事態の際に子どもを守るため、企業がどのように行動するかを示した緊急事態対応計画を有する	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
9.2	緊急事態の際にどのように行動するか、従業員を訓練している	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
9.3	緊急事態には子どもに対する暴力や虐待や搾取のリスクが増大することについて、労働者や地域社会の意識を向上させている	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
<b>原則</b>		
<b>10</b>	<b>子どもの権利の保護と実現に向けた地域社会や政府の取り組みを補強する</b>	
<b>質問</b>		
10.1	企業には、子どもの権利を保護し、強化する活動が遂行される様、事業を行う国の政府に働きかける責任がある	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
10.2	子どもの権利に関する課題を強調するため、事業を行う国の政府と建設的な対話を行っている	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10
10.3	子どもの権利を強化することを目的とした政府や市民社会のイニシアティブを支持する	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10